

第2回 安全・安心で持続可能な未来のための
社会的責任に関する研究会
議 事 録

内閣府国民生活局

第2回 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

議 事 録

1．日時：平成19年10月11日（木）10：00～12：00

2．場所：三井住友銀行 丸ノ内クラブ

議 事 次 第

1．開会

2．社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について

3．社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について

4．閉会

配 付 資 料

資料1．第一回安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会議事要旨

資料2．社会的責任に関連した各府省庁の取組例

資料3．内閣府 提出資料（1）「国民生活における安全・安心の確保策について（意見）」
概要

資料4．内閣府 提出資料（2）「国民生活における安全・安心の確保策について（意見）」

資料5．環境省 提出資料

「企業等の組織による自主的な環境保全の取組を促進するための施策について」

資料6．円卓会議の在り方に関するこれまでの議論の整理

委員名簿（五十音順）

委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	秋山 をね	株式会社インテグレックス代表取締役社長
	阿部 治	立教大学社会学部現代文化学科教授
	海野 みづえ	株式会社創コンサルティング代表取締役
	小畑 史子	京都大学大学院地球環境学堂准教授
	上妻 義直	上智大学経済学部経営学科教授
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
	谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
	浜辺 陽一郎	早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士
	藤井 良広	上智大学大学院地球環境学研究科教授
	水口 剛	高崎経済大学経済学部准教授
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

出席者

（研究会）

松本委員長、阿部委員、海野委員、上妻委員、城山委員、谷本委員、藤井委員、水口委員、山本委員

（各省庁） 関連する制度を説明するため出席

環境省総合環境政策局中山課長補佐

（事務局）

西国民生活局長、堀田官房審議官、岩崎企画課長、竹田課長補佐、山崎課長補佐、佐藤課長補佐、株式会社日本総合研究所

1. 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、第2回「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」を開催させていただきたいと存じます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まずは、議事に入ります前に、お手元にお配りしました資料につきまして確認させていただきます。

(ひととおり配布資料の確認)

また、前回お配りしました資料のうち、主要なものにつきましては、ブルーのファイルに綴じてお配りしております。こちらのファイルにつきましては、今後もこのような形でご用意いたしますので、研究会終了後は机に残していただきますようお願いいたします。なお、本日は、秋山委員、小畑委員、高委員、浜辺委員がご都合によりご欠席でございます。また、本日は環境省の取組をご紹介いただくために、環境省総合環境政策局環境経済課の中山元太郎課長補佐にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。早速でございますが、議事に入りたいと存じます。それでは松本委員長、よろしく願い致します。

松本委員長 それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、「社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について」と前回に引き続いて「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議の在り方について」を予定しております。「社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について」でございますが、社会的責任については、これまで各府省庁においてバラバラに取組がなされてきましたが、前回の主要論点でも挙げられていた通り、関係府省庁間の連携や一元的な情報発信は、円卓会議における課題の一つであろうと思います。また、本研究会においては、11月以降、社会的責任の取組促進のための環境整備策について検討を開始してまいりますが、環境整備策についてのこれまでの各府省庁の取組について把握することが重要であると存じます。

そこで、今回は今後の研究会の検討課題の参考として、各府省庁の取組の全体像を事務局より報告していただくとともに、特に重要な取組を進めておられる内閣府と環境省のご担当者からご説明をいただきたいと存じます。まずは、配布資料2の説明を、事務局より

お願いします。

2. 社会的責任に関連する各府省庁の取組状況について

事務局 私の方から資料2についてご説明を申し上げたいと思います。お手元の方に資料2の方をお出しいただけますでしょうか。こちらは平成14年4月から平成19年9月までの、社会的責任に関する各府省庁の取組例をまとめさせていただいております。それでは、内容に入ります前にどのような角度から、この資料をまとめたかという点をご説明申し上げますので、1枚おめくりいただけますでしょうか。社会的責任に関する各府省庁の取組例の作成にあたっての考え方について、というところでございますけれど、こちらの方を説明させていただきたいと思います。

まず対象期間でございますが、今申し上げました通り、平成14年4月から平成19年9月末までに、その時点までに行われた取組例についてまとめております。対象としましては、行政機関ということで、3点目として対象とした取組例でございますが、ここはポイントでございますけども、まず検討主体や成果物の名称の中に、社会的責任という文言が含まれているものについて、あるいは社会的責任に関連した取組であること、といったものにつきまして掲載してございます。それに加えまして、bのところ記述させていただきましたが、社会的責任に関連して、民間企業ですとか消費者団体、あるいは労働組合、NPOといったステークホルダーによります、法令を超えましたところの自主的な取組を促す目的で作成された指針ですとかガイドライン、そういったものにつきまして掲載させていただいております。また、ここでの社会的責任の定義ですとか、取組分野等につきましては、現在検討されておりますISO26000の第三次作業文書、ワーキングドラフト3と一般的に言われておりますが、そちらの方の記載を参考しております。またポイントの2つめとしては、5番目に書かせていただきました例示にあたっての分類方法でございますけども、今申し上げましたISO26000のワーキングドラフト3の第六章に掲げられました7つの課題に沿って分類させていただいております。また複数にまたがるものにつきましては、主要なところに掲載させていただいております。それから、後ほど7つ申し上げますが、その7つに当てはまらないもの、社会的責任一般を扱ったものなどにつきましては、その他として末尾の方に分類させていただいております。またこちらの資料でございますが、私共の研究会事務局の方でとりまとめたものでございますので、社会的責任に関連した各府省庁

の取組の参考として例示したものでございまして、すべてを網羅したものではありませんのでご留意いただきたいと思います。

それでは、7つの課題について順を追って見ていただきたいと思います。ページを1枚おめくりいただけますでしょうか。まず一番目でございますが、組織統治の課題といったことで、内閣府、経済産業省の2つの取組を掲載させていただいております。2番目の課題といたしましては、人権課題でございます。こちらに関しましては、内閣府、厚生労働省、経済産業省等の取組3つを掲載させていただいております。また3つめの労働慣行の課題についてでございますが、こちらは厚生労働省を中心に、それからワークライフバランスなどの内閣府の取組といったところを13事例掲載させていただいております。また4つめの課題としましては、環境課題になります。こちらは、環境省、ならびに経済産業省、国土交通省の取組として、ページをまたぐ形でございますが15事例引用させていただいております。そして次の課題でございますが、ページをめくっていただきまして公正な事業活動といった観点からは、内閣官房、ならびに公正取引委員会の取組について掲載しております。そして6つめの課題でございますが、消費者課題としまして、こちらは内閣府ならびに農林水産省の取組を掲載しております。最後の課題でございます社会開発課題といった点につきましては、総務省ならびに文部科学省、経済産業省での取組を取り上げてございます。そしてこういった7つの課題に当てはまらない、社会的責任一般になるようなものにつきましては、その他の事例としてとりまとめております。こちらの方としましては、例えば金融機関のCSR事例ということで金融庁の取組ですとか、あるいは交通分野、情報分野といった点について掲載してございます。こちらの方からは以上でございます。

松本委員長 引き続きまして、内閣府より「国民生活における安全・安心の確保策について」のご紹介をお願いします。

佐藤課長補佐 それでは内閣府からご説明させていただきます。資料3が概要になっております。資料4の冊子の方が本体になっております。

資料3横長の方を見ていただけますでしょうか。これは、平成18年10月に国民生活審議会の総会において安倍総理から、この右上にあります通りエレベーターの事故だとかシュレッダーの事故などいろいろ身近な場における事件事故が多発していることを踏まえて対応策を考えるようにというご発言がございまして、国民生活審議会において審議を行っ

て平成 19 年 6 月にとりまとめを行ったものでございます。ご覧になってわかる通り、非常に多岐にわたる取組が紹介されておりますが、この中でも随所に政府以外の主体、特に民間企業それから消費者団体あるいは NPO といった各主体の社会的責任に関連した取組を、期待したり要求したりなど、そういった記載をしております。

資料 4 の方の冊子の方をあけていただいておりますが、ご紹介させていただきたいと思うのですが、例えば 9 ページになりますが、「リコールの在り方」ということで大きなまとめとしてリコールを取り扱っておりますが、この 10 ページ以降、リコールの促進に向けてということで、事業者の自主的なリコールに対する取組を支援する社会的環境を整えるということで、12 ページに例示されております通り、例えば消費者団体における消費者向けの啓発活動や、あるいは事業者団体それから消費者自身の役割などの取組についてご紹介してございます。

それから、この意見書の中で大きく社会的責任を取り上げたのが、17 ページ以降の「第 4 章 企業等の社会的責任の取組促進」ということで、こちら 18 ページのところご覧いただきますと、積極的な取組を行っている企業等が消費者による商品選択だとか、あるいは投資家による投資先の選択、それから求職者による就職先の選択などを通じて、ステークホルダーに正当に評価される好循環を作り出すことが重要であると。しかし、こういった好循環を作り出すためには、企業だけではなくて、消費者団体や労働組合、それから NPO さらに専門家、行政の果たすべき役割が非常に大きいと、そういった各主体が役割を果たすことによって、個々の企業に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を、社会全体として整備することが重要であるというようなご意見をいただいております。

この 18 ページの下の(2)に、各主体が果たすべき役割ということでご紹介させていただいております。まずでございますが、企業や事業者団体の役割ということで、ネガティブ情報も含めた積極的な情報開示であるだとか、ステークホルダーとの実効性ある対話、ステークホルダーエンゲージメント等を通じて、ステークホルダーの期待を把握すること等の記述がございます。それからでございますが、消費者団体、NPO の役割ということで、企業の取組を評価し、そしてその結果をわかりやすく一般の消費者などの個々のステークホルダーに伝えていくこと。それからめくっていただきまして、事故の情報やネガティブな情報を積極的に開示した企業を公正に評価すると、短期的な感情的な評価ではなくて、長期的な視点に立って、しかも透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。それから、あるいは消費者団体等も一般の消費者等の多様な期待や要求をよく把握し、それを企業に

提示する、というような役割を書きいただいております。それから、でございますが、専門家の役割ということで、こちらの例えば大学にいらっしゃる理系あるいは文系の研究者だけでなく、企業内部、行政内部のいろいろなSRに関する技術やノウハウを有する人材を指してございます。いろんな人材育成だとか、横断的な交流を進めることということで、役割を書いております。最後に行政の役割として、法令や規制を適切に整備・運用することの他に、各ステークホルダーの情報交換とかコミュニケーションを含む環境を整備することといった役割が述べられてございます。

それから巻末の方でございますが、25ページを開けていただきますと、別紙形式で安全・安心の確保ということに着目した企業等の社会的責任、これは企業が主体でございますが、社会的責任に係わる取組例ということで例示させていただいております。これも推進体制として、いろんな経営トップのコミットメント、あるいはその内部通報制度の運用といったモニタリング、監視体制の整備だとか、それから積極的な情報開示、それから製品開発や管理体制においてしっかり安全・安心を確保するような取組を行うこと。それから苦情処理あるいは相談の処理の制度をしっかりと整備すること。そして最後にサプライチェーンマネジメントや、その取引先のCSR・法令遵守といった取組を考慮することということでございます。

そして、この安全・安心の確保策に関する意見のなかで、今ご議論いただいております、このステークホルダー円卓会議についてのご提言をいただきまして、6月に総理に意見書ということでご提出いただいたところでございます。以上、私からの説明を終わります。

松本委員長 引き続きまして、環境省より「企業等の組織による自主的な環境保全の取組を促進するための施策について」のご紹介をお願いします。

環境省中山課長補佐 環境省環境経済課の中山です。よろしく申し上げます。それでは早速ではございますが、今回基本的には企業の社会的責任というところに焦点を当てつつ、環境省の施策についてご説明したいと思っております。いわゆる民間団体という意味でいうとNPO、その他についての施策などは他にありますが、焦点がぼけるため、今回は企業関係ということでご説明をさせていただきます。昨年、第三次環境基本計画を閣議決定したところでございますが、その中でも「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」ということを唱っておりまして、「より良い環境のための経済」と「より良い経済のた

めの環境」を実現するという、政府としての環境政策の基本的方向を最初に提示したところでございます。環境負荷を低減しながらどのように経済活動を発展させるかといったところでございます。

めくっていただきまして、では組織、特に企業等の組織における環境保全の取組としてどのようなことが考えられるかという所でございますが、一つは内部の環境マネジメントシステムといったものが考えられるだろうと。ISO や環境省でやっておりますエコアクション21 といったシステムの導入。それに基づいて実施していくという話があります。その中でどのような具体的なシステムをとっていくのかは、それぞれの組織の規模、事業内容等によって選択していくのだろうということです。情報開示、情報提供の取組として、環境報告書の発行や、HP での情報提供、ステークホルダーとのコミュニケーションといった話がある。それから環境保全の具体的な取組として、グリーン購入、グリーン契約などの調達部門での取組。それから地域での取組。それから当然のことながら、本業の製品・サービスにおいて環境保全をどうとりこんでいくのか、このあたりはマネジメントとも絡む話です。それからサプライチェーンといった話がございます。全体として、経営全体に SR、特に環境保全の視点をどう取り込んでいくのか、というのが考え方のだろうと思います。最初に、情報開示、情報提供の取組として、どんな施策、取組をやっているのかということところございますが、環境省の環境配慮促進法というものが環境面でございまして、環境に配慮した事業活動を促進するための条件整備として、基本的には環境報告書を出していただきましょうということで作られた法律でございまして、国、独立行政法人などについては義務化されており、地方公共団体については努力義務、大規模な企業についてはできるだけ報告するように、という努力を促しているような法律でございます。中小企業に対しては、国が必要な情報提供をしていく、そういった形で環境報告書を世の中に出していくことにより、環境配慮の取組を市場や社会が評価する条件を作っていきます、というような法律でございます。

概要が次のページにあります。環境報告書について、基本的枠組みを作りまして、特定事業者、要するに国や、独立行政法人、国立大学法人でも一部入っておりますが、そのような所に対して作成公表を義務付けていく、その上で普及の促進や信頼性の確保といったようなことを環境省の方でやっていくということになっておりまして、法律の骨子はここに書いてあるような通りでございます。この中で審査の話や、公表といった信頼性の確保なども含めて、進め方についての考え方を載せています。

さらにめくっていただきますと、環境情報を市場、社会が評価することによって、環境と経済の好循環を実現していきましょうということですか、わが国の取組を世界に発信していくことで環境立国ということにつなげていきたいという考え方で作られた法律でございます。環境報告書についての意義といったようなことを次にとりまとめておりますが、一つは環境コミュニケーション機能、企業評価。結局、外部機能とされるところでございますが、企業にとっては事業者の社会的責任、社会に対する説明責任に基づく情報開示機能といった基本的な機能がございます。ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するという機能が、社会にとってのプレッジ・アンド・レビュー、誓約と評価といったことによって社会全体の認識の拡大、企業努力と社会評価の相乗効果を求めていきたいということです。一方で、事業者内部としても環境マネジメントシステムの中でそういったものを策定したり見直したりするツールの一つになっておりますし、経営者、事業者の意識付け、行動促進のための機能がございます。全体として、環境報告書が事業者の窓として、内部を含めたステークホルダーとのコミュニケーションを活性化していくということで、環境活動に対しての事業者の意識付けをバックアップしていきたいというところでございます。

それぞれの機能について少し解説しておりますけれども、社会に対する説明責任というところで、事業者は当然、環境負荷を発生させざるを得ないところがございますが、公共財である環境に対しての環境負荷の状況ですとか、それに対してどのような取組を行っているのか、公表説明することができる、それから、利害関係者との環境コミュニケーションという所で、こういったものを製品の購入等の判断材料に使ってもらえると、積極的な取組を進めた事業者が、正当に評価される、それから資本市場、雇用市場においても情報媒体として使われるだろうと。実際に、各企業に行っても、結構大きいところだと、学生に対しての説明などには、必ず使うというようなお話は聞いているところでございます。それから、近年、金融の方でもかなり環境といったものを考慮に入れつつ融資を行う、特に今年に入りまして大手都市銀行さん、3行揃ってかなり大きな動きをされているということもございまして、そういった場合の基礎資料にもなっているところでございます。

それから、環境マネジメントシステムとしては、やはり外部に報告するというところを意識しながら調べていく、情報をとりまとめていくということでかなり内部的にもレベルが上がっていきますし、その中で、当然、幹部を含めて社内で色々と議論していくということになりますので、システムの見直しをしたりする契機になる。それから、経営者の意

識付けにもなりますし、従業員の意識付け、行動促進機能というものも期待できるというところがございます。

ちなみに環境報告書のガイドラインを環境省で作っておりますけれども、今回、環境報告書のガイドラインを改定しまして、環境報告ガイドラインを、この6月に新たなものを公表したところがございますが、その際においても、一つはCSRという話も増えてきているということもあって、環境報告ガイドラインという形にしておるのですけれども、中身としても環境経営といった点を重視しているとか、先程、最初に出てきました環境効率といったことを考えているというところ。それからポイントその2にある、どちらかというコミュニケーション関係ですけれども、主要な指標等の一覧を導入する、ですとか、信頼性向上に向けた方策の推奨する、ということ、ステークホルダーの視点を重視しましょう、といった形で、できるだけコミュニケーションをうまくとっていきましょうということを進めようという考え方で環境報告書を今回改定しております。というところまでが、環境報告書がらみでございます。

続きまして環境マネジメントシステムですが、こちらは企業の中でどう環境といったようなことを考えていただくかというところがございますが、環境マネジメントシステムを導入するということでは、対外的にはアカウンタビリティやディスクロージャーについての手順を明確に設定できます。コンプライアンス確保のシステムがはっきり社内的に明確になるということ、それを外にも示していくと、それからCSR対応の方向性、システムを明確化していけますということ。全体として信頼していただける、というところが大きい。それから実は最近、かなり取引要件となっているような場合、取引先に要請する方からするとリスク管理がかなりやりやすくなっているところがある、とされております。対内的にもPDCAの手順が明確になるということで、管理能力が考慮される。これは実は環境マネジメントシステムを導入すると、全体的なマネジメントがうまくいくようになって、コストカットになったという話もかなり聞いております。それから、リスク管理のシステムを構築出来るといった話、組織の体質を強化できる、というような話もございます。全体として、組織の社会的な責任の一環として、環境配慮を継続的に行うための手順を明確化できる、ということで意識的に環境配慮に取り組むことが可能になる。そういったことが、環境マネジメントシステムを導入していく意義なのだろうと考えております。そして、この環境マネジメントシステムもいくつかございまして、国際規格であるISO14001ですとか、環境省の関係でやっております中小企業向けのエコアクション21、といった全国的な

ものの他、KES、京都の方ですとか、その他地域版のマネジメントシステムといったものも出てきております。基本的にはその環境マネジメントシステムの考え方としては、いわゆる PDCA サイクルをしていくための仕掛けとなっております。組織で基本的な方針を定め、具体的な目標を決めていくということから始まって、実行し、チェックし、アクションしていくという形で、基本的にこれを組織として実質的に行うというのが、環境マネジメントシステムであります。それぞれどういった特徴があるのかといったところでございますけど、基本的に ISO14001 でやっていくのはかなり、それぞれ自ら環境方針を考える、それからどういったことが問題になるのか考えていくというところに、かなり力点がございまして、考えた上で、自らしっかりプランを立ててドゥ、チェック、アクションといったことをやっていきますので、かなりカスタマイズされたそれぞれの企業に合った形でそれぞれマネジメントシステムを作っていく。その分、色々ルールメイキングですとか資料を作っていくかなければならない、というところがあります。それに対してエコアクション 21 ですと、ある程度システムを最初から作りこんでおいたものに合わせていくという形になっておりまして、このあたりですと、中小企業であつたらやっていける、やりやすいというところでございます。やはり、このようなマネジメントをやっていく上では、それぞれの組織の状況に応じてやり方といったものを考えていく必要があるだろう、というところでございます。それから、ここまではどちらかという企業側に自ら進めていただくといったところが大きいわけでありまして、こういったものを進めていただく上で、企業でございますので、当然 CSR を進めるというのは最終的には企業の存続なり発展、経済的に存続して発展していくといったところに結びついていくようでない、なかなか実際進められないというところがございますので、それをどう進めていくのか、どこから進めていくのかという施策が、次に出てまいります。昨年ご提示いただきましてまとめていただきましたのが、環境と金融の懇談会を開きまして、そこで報告書をまとめていただきました。その中で環境と金融について、資金の出し手、使い手というものをしっかり結びつけていく必要がある。特に日本の場合 1500 兆円という個人金融資産ございますし、環境問題と社会問題に対して、それなりに意識も持っていただいているというところで、全体的に金融といったところで、環境なりそういったものに配慮していただくような条件はあるのだろうと思っておりますし、使い手の方の企業についても、それなりに今 CSR の取組を推進していますし、技術的にも世界に誇れるものがある。これをどう繋いでいくのかといったようなことが、非常に重要な課題であろう。お金の流れを社会的に配慮したものに変わって

くことによって、社会的課題の解決といったものを進めていきましょう、ということでございます。

そのような意味で、色々な主体に様々な役割が期待されるかということを考えておりまして、個人なり機関投資家の方でいろいろ資金の使い方に関心を持っていただく、しっかり強化をしていただくといったこと。それから、金融機関に魅力ある商品を作っていただくということ、それから評価をして融資をしていただくこと。それに対して企業側でしっかり情報開示を進めていただくといったようなことが必要になってくるだろう。その条件作りといったことが、行政に期待されることかなということ、特にこの分野につきますと、日本は投資がかなり SRI まだまだ増えているとは言え、かなり少ないところの理由の一つとして、受託者責任といった考え方をかなり厳格に考えてしまっているところがありまして、そもそも金銭面、経済的にメリットの出るような形のところに投資をしないといけないという話がありますので、なかなか SRI というのをやっていく上での説明が難しくなっているところがあるのか、仕組を作っていくところが難しくなっているという話がございます。金融といったお金の流れの話、それからもっとさらに直接的なものとして、先程途中にも少し出しましたが、グリーン調達というものがございまして、一つは既存のものとしてグリーン購入法というものがございます。こちらは環境省の方で閣議決定として、国における調達の大方針、基本方針を決定しまして、大方針といってもかなり特定調達品目について、このような基準というのを細々決めているのですけれども、それに基づいて国や独立行政法人等が調達方針を作りまして、それに基づいてそれぞれ調達をしていく。地方公共団体はそれを見ながらやっていただく。ちなみに都道府県や政令指定都市は、すでにそれぞれに調達調書を作っておられますけれども、そういった形で進めていくということでもございまして、それなりの経済主体でございますので、率先してやることによって市場の中にまずグリーン調達品目がそれなりのパイを得ていく。それによって実は価格も下がっていったって、市場全体も広がっていくことが期待されるものでございます。

例を申し上げますと、めくっていただきまして、コピー用紙、現在コピー用紙ですと、特定調達品目は 100%リサイクルということで、コピー用紙を特定調達品目にしておりますけれども、市場全体の規模、シェアとしまして、グリーン購入法の制定前、動き出す前です。あります平成 12 年度においては 11%程度でやっていたところが、ちょっと古くなっておりますが、平成 16 年度の数字で大体 3 分の 1 くらいまで伸びてきている。市場全体の出荷割合についてもかなり伸びてきている。ちなみにコピー用紙全体での価格について言っても

今や100%古紙というものの方が、平均より安くなっているという状態になっております。こういった買う側の取組、さらにはこの春には環境配慮契約法を基本的にグリーン購入法というのは足切をやりましょう、裾切りをやるという発想で購入をやっているのに対して、環境配慮契約法は、契約に際してどのような条件設定を、条件設定というのは評価のやり方なりをするかといったところに踏み込んでいるところがございます。電力購入などは少し当面は裾切りということになっておりますけれども、例えば物品などについて、どう総合的な評価を導入していくのか、というのが課題となっておりますし、エスコ事業などはこれまでに比べて長期間の契約が取れるような形になっております。そういった電力、これについては現在基本方針の検討をしているところですが、まずは電力、自動車、エスコ、建築。建築は基本的には設計段階で設計通りに、設計士をどう選んでいこうかということについて、議論をいただいているところがございます。これも、基本的には来年度くらいから動き出すだろうと考えております。このような市場側からもプレッシャーがないとなかなか企業としても動きにくいだろうというところがございますので、このような施策をしております。以上、非常に駆け足でやってきましたけれども、現在の環境に対しての主な取組についてのご紹介でした。

松本委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局からの説明及び内閣府と環境省からのご紹介を踏まえまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由にどうぞ。円卓会議の検討対象とすべき社会的課題の具体的内容、環境整備策の在り方、各府省庁間の連携の在り方等といったことでも結構ですので、ご意見をお願いします。

水口委員 遅れてきましてたいへん申し訳ございません、失礼致しました。途中からでしたけれども、環境省の取組を拝聴致しまして、包括的に情報開示、それから消費の側面、融資の側面ということでもよく理解できました。この中で私が思いましたのは、消費の側面に関しましてはグリーン購入法、それから新しく環境配慮契約法というのが画期的だと思うのですが、このような取組がなされているのに対して、金融の方に関しては、同様に政府における金融面での取組ということにやや遅れがあるのかなという感じがちょっと致しました。つまり、これは私よりも藤井先生ほか皆さんの方がよほど専門家であるわけですが、いわゆる責任投資という考え、つまり投資家が投資をするにあたって環境や社会に配慮した投資をしましょうといった考え方は国連が2006年に責任投資原則という形で

提唱し、現在、総額で10兆ドルにのぼる資金を有する世界の機関投資家が署名しているわけですが、海外の署名機関を見ますと、多くが公的基金、あるいは政府系の年金基金であるわけです。例えば、カルパースであったり、ニュージーランドの政府年金であったり、ノルウェーの政府年金であったり、フランスの退職準備基金であったり。海外ではこうした政府系の年金が率先して責任投資というものに署名しています。これは、政策目的を実現するためにしているわけではないのかもしれませんが、プライベートな年金よりも、よりその趣旨に賛同しやすいということがあるのではないかと思います。これに対して、日本でこの責任投資原則に署名している機関というのは、主としてプライベートな組織ということになっていまして、海外と国内ではその署名する主体にかなりアンバランスがあるなというふうに思っております。これを今すぐどうこうするというわけには参らないと思いますが、公的年金を含めた責任投資という、この金融のグリーン化というのでしょうか、広い意味でいうと責任投資のあり方というのは重要な論点なのかなというように聞いておりました。以上です。

松本委員長 どうぞ、今の論点についてでもけっこうですし、他の論点にでもよろしいですから。どうぞ谷本委員。

谷本委員 内閣府と環境省のコメントとかじゃなくて、実質の議論をしていっていいのですか。

松本委員長 円卓会議の仕組のあり方や工程等については後半の方で議論するといったしまして、前半の方としては取り組んでいくべき課題の内容とか、環境整備策といったような論点を中心にしていきたいと思っております。

上妻委員 環境省の取組についてちょっと伺いたいことがあります。二点ありまして、一点目は環境配慮促進法のことです。特定事業者が環境報告書の開示を義務付けられているわけですが、本来でしたら環境負荷の一番重いところをターゲットにすべきだと思うのです。例えば、大きな企業とか、上場企業だけをターゲットにして、こういうものを義務付けるのが筋ではないでしょうか。この点に関して、今後の改正の動きはあるのでしょうか。それから、環境報告ガイドラインを検討している時も話題になったと思うのですが、

環境省単独でガイドライン作りをするには、対象とする情報の幅がだんだん広がってきているので、今後各省庁との連携を図って今後の改善につなげなければいけないという議論があります。そのようなことについて、環境省はどのような取組を今されているのでしょうか。この二点について教えてください。

中山課長補佐 今の話でございますけれども、まず見直しでございます。環境配慮促進法の見直し自体については、実は法が動き出して3年経過したら見直しをなさい、ということになっておりますので、来年の春から具体的な見直しということをやっていく予定にしております。その中で、義務付けといったところに行くと言われると、なかなか各企業さんに聞いても、これはどちらかというと自主的にやるところに意味がある、実際問題中身をなかなかこれとこれとこれを必ず出しましょうという話にしにくいところもございますし、このような形でということを検証するということもあるので、やはりある意味出す方の自主的な良心に任せているところがございまして、義務付けるのはどうかというのはなかなか難しいところがあるのかもしれないと思っております。ただどう信頼性の確保をしていけるのか、まずそこの方の仕組みが何かあるのかないかということが大切で、信頼性の確保のあり方である意味どんなものを作っていたかということが更にきっちりスタンダードなり、取組のあり方のスタンダードなりも含めて更に明確化できれば、その先にそういった議論というのも出てくるのかもしれないと思っております。今の段階では、中身をどう良くしていくのか、その上で自主的な取組をどう広げていくのかというところに重点が置かれるのかなあというふうに思っております。正直に申し上げて、まだ見直しをきっちり始めていないので、これぐらいしかお答えができないところではございます。

それから社会的責任への広がりでございますが、ここはまさにこの春ご議論いただいたところでございますけれども、正直言ってなかなかCSR全体を環境省で旗を振るのが望ましいかといわれると、本来はそのようなものではないだろうと思っております、そのような意味ではこういった形で内閣府さんが旗をふっていただくのは非常にありがたいと思っております、そこは積極的に協力していきたいと思っております。

城山委員 中身というか、谷本委員が言いかけたことなのかもしれませんが、そもそもここで何を議論したいのかを確認したい、ということなのですが。多分前回の議論も含めて、先程委員長が中身の話と仕組みの話と分けられて、中身の話の議論は私の理解ですと、

一体このような場を作るとしてどのようなことを議論するのが比較優位があるのか、そこは大掛かりなビジョンでいくのか、確実に比較優位を持って攻めていけるところからいくのか、そのような議論が背景にあるのかなど。そのときに、最初にご説明いただいたのは取組例でリストとしてこのようなものがありますよ、というリストを一つご提示いただいたと。もう一つは環境省さんの方で、今まで比較的やられてきた環境という側面からやられてきた話をご紹介いただいたと。そのような意味でいうと、その話をベースにして一体どのようなところが抜けているのかなどか、やるべきなのかなどか、戦略的に仮に円卓会議ができたときにやれる話としてネタがあるのですか、ということをも多分議論したい、という理解で良いのかということが一つの確認です。

松本委員長 城山委員のおっしゃる通りです。

城山委員 そのような確認と、水口委員が言われた政府系の金融資産をどう使うのかという点が欠けていますよ、というのは多分一つのありうる話で、これは原案の中にも SRI の話がでていたように一つの素材としてはまあ政府が SRI にどう関与するというのはあるでしょう。今のご議論の中で、なかなかこのような場で環境省さんが今までやられてきたことの何がやろうと思ってできなかったということはこのような場で聞いても出てくるものではない。このようなところでやっていただくことは意味があるのですよと、そのような言葉が残るのは意味があるのかもしれませんが、なかなかそこは実質的な議論にならないところなので、多分大きな議論がそのようなことであるということの確認と、多分踏み込んでそのような議論をやるのであれば、もうちょっと材料が必要だなあというか、環境省さんの取組はいろいろあって、やられていることと本当はもうちょっとやりたいことがあってここはもう少し踏み込めなかったと、そのようなときに内閣府さんなんかのサポートがあればこのようなことができたのにと。頭出しという意味ではよいのだと思うのですが、ちゃんと議論しようとするともう少し材料がないとなかなか厳しいなあと。これはちょっと一般的な印象で恐縮ですが。

谷本委員 円卓会議の中でどのような項目を検討するかという話につながる訳ですよ。だから、前回から話が出ていたような大きなビジョンをどうするのかという話と、具体的にそれが動き出したときにどんな社会的な課題を検討項目としてあげるのか、という話が

ありましたよね。そこのところが、今回である程度議論して、次回ある程度形にしないと
いけないという話のようですので。ビジョンについて。ビジョンそのものを延々と議論し
ようなどということはどなたも思っていないと思うのですね。ただし、何をやるのかとい
うことについて、これまでの懇談会も含めた議論で、安全安心で持続可能な経済社会をつ
くる、そこに関わるいろんな主体が責任をもって関わっていくのだという話の中で、もう
少し膨らませてある程度ぼんやりしていても何かいると思うのです。前の小泉内閣のとき
のビジョンの話もありましたけど、あれも確かにどの程度浸透したかどうかは別にしても、
その成否、良い悪いは別として、このような構造改革をして今は痛みがあるのだけでも 10
年後 20 年後はこのような社会を目指すのだ、という彼らなりのビジョンを出していた。そ
れがめちゃくちゃ細かくなってもいいと思うのです。そのような社会に向けて具体的に今
は構造改革をしているのです、というその程度の意味合いでビジョンがあってもいいと思
うのです。何かわからないけど、社会的な課題でやりましょう、例えばこの問題でやりま
しょう、というようなノリではなくて。だから、そのような大きなビジョンを、ある程度
でよいから持ちながら具体的な課題については、やはりそこで議論した方が良くと思う。
ここで何か例えばこれをやりましょう、というようなノリではなく、安全安心で持続可能
な未来の実現に向けた、というよりももう少し抽象度を落として、それに向けて具体的に
どんな課題を扱っていくことが必要なのかという、例えば省庁またいでも、今回出ている
ようないろいろな研究会、委員会からいろいろな課題が出ているし、各ステークホルダー
が出てくるといろいろなそれぞれが持っている課題もあるだろうし。どのような社会を作
っていくためには、どんな社会的課題が優先順位として出てくるのだろうかということを
議論したらいいのではないかと思うのです。それから、そのような社会を作っていくにあ
たって市場環境を整備していくことも必要だろうと。そういったときに、先程いくつか、
SRI の話とか、金融の話も出てきましたけれども、もう少し落として言えば環境報告書では
なく CSR 報告書のガイドラインを作るということも一つの項目になりうるとは思うのです
が。そのような課題があがってきたときに、省庁なりステークホルダーが入って議論する
ことになってくるのだろうということだと思うのです。だから、ある程度は研究会のメモ
で出ているような基本的な検討項目、3 つ 4 つありますけども、そのようなものがベースに
やっぱりなるのだろうな、という気がとりあえずします。

藤井委員 全体の枠組みは、当然それを目標にしていくわけであって、各論についても

そのような議論につなげていかなければならないわけです。今日の環境省の報告等をふまえて考えると、要するに、安全安心で持続可能な未来のための社会的責任という枠組みを、国が率先して作るものなのか、あるいは自発的な企業の活動およびそのステークホルダーに任せるのかという議論だと思います。環境省がこれまでやってきた取組のうち環境配慮促進法は、本来は企業に環境配慮を求めるのがメインのターゲットにも関わらず、企業が反対したため、対象が国なり特定法人に限られてしまったという点で、法の趣旨は良いのですが、対象に問題があると思います。当時、法案の議論をされた方々は忸怩たる思いをもっておられたのではないかと、私は勝手に想像しているのですが。逆に言えば、結果として、国が企業の枠組みを作ることではなくて、企業自らが、多様な活動をふまえてやるものなのだというスタンスだったと思うのです。それで社会全体が安全安心で持続可能な社会が進んでいくのかどうか、という見極めの問題が出ているのだと思うのです。このような円卓会議等を設けていかれて、今後議論していくことのスタンスは、それだけでは要するに企業任せだけでは不十分でしょうという視点があります。企業の中でも自発的に、一生懸命やっているところもあります。例えば環境報告書等を見てもすごく先進的な企業があります。ただ、あまりにも自発性の幅が広すぎるということで、一定の目安となる大枠を作る必要がでてくる。ある意味では法的拘束力にもなるものが。あるいは先程、水口先生が言われたような、投資のサイドでいえば、例えば政府が率先する形で、受託者責任の幅を実はここまでなのです、と市場に見せていくものなど。そのような必要性が出てきているのだと思うのです。現実には、環境省がやってこられたように、あまりにも環境の分野だけが、いや、あまりにもというほどでもないと思うのですが、環境の分野は先に進んでいます。これに対して、他の分野がなかなか動いてこない。そこで、それは法律が云々という理屈になっていた、というのが経緯だと思うのです。ですから、私は前回も言いましたが、国が大枠というものを、ある程度、ある種の規律も踏まえたものを作ることが望ましい。そうすると、国の関係機関は当然遵守する対象として、政府系金融を含めて幅広く入るでしょう。しかし、個々の企業の場合、法の枠を超えてやるという側面もあります。あるいは事情があって、例えば特定の中小企業等で杓子定規にいかない部分も当然ある。こうしたところについては、適切な対応をとっていく必要がある。けれども、大きな流れは、国を構成する企業主体、消費者などの多様なステークホルダーが、安全で安心できる経済社会全体を実現できるようなものを作ろうということになる。多分、この点は、どなたも反対されないと思うのです。国が規律化するという点についてはいろいろ議論があ

るかもしれませんが、流れで言えば、私の認識はそんなに間違っていないのではないでしょう。

阿部委員 私も今のご意見や谷本委員のご意見に賛成なのですが、今日は環境省のお話を聞きまして、その中でも出てきたことが、自主的な行動を促進するということです。確かに、それはそれであるとは思いますが、これは前回のこの会議でも私が発言したと思うのですけれども、この研究会の設立意図といいますか設立趣旨、その中ではこの規制緩和等が進んでいく中で、政府による上からではなくて下からボトムアップ型で進めていくのだと。そのようなことをこれからどんどん進めていくためにこのような会を作ったのだという趣旨があったと思いますが、確かにそれはそれであるのですけれども、私達が安全安心で生きていくための生存権といいますか、これを保証するのはどこかといえば日本だったら日本政府、国だと思うのです。国民に対して、あなた方は自己防衛しなさい、ということではないと思うのです。その上で、ではどうしようかということだ思うのです。ですから、今日出された資料のようになぜそれができないのか、つまり、それは企業個々の自主性に任せようというようなことを言わざるを得ないといった状況をどうしたら改善できるのか。例えば、このステークホルダーミーティングのメンバーを NPO といったときに、いつも出る話ですが、日本の NPO は非常に弱いと。このため圧力団体としては非常に弱いと。緊張関係がないのだと。いわゆる先進国の中でも日本の特殊性だということがありますが、例えばアメリカではかつて「Shopping for the Better World」という本が出されていました。これは消費者が企業の様々な行動、まさに CSR です、CSR を判断して、購買活動しよう。これは日本ではできない。最近、環境市民の枚本さんが本を出されましたが、なぜ日本でできないのかという情報が開示されていないからだ。勝手に書いた訴訟ざたになりかねません。では、どうしたらステークホルダーが対等の場につけるのか、立てるのかということ。そのようなことが非常に大きな論点、課題なんじゃないかといったときに、やはり円卓会議が目指すべきものは、少なくとも私達がちゃんと安全安心で生きられること、そこをどう確保するのか。これは日本だけではない。今回お呼びしていませんが、厚生労働省が扱う、例えば労働・雇用問題、特に児童労働問題があります。これも世界で見たら、大きな SR の問題であるわけです。そのようなことを考えると、日本国内だけではなくて、世界中の中で、私達が安全で安心に生きていくための基本的な人権や生存権をどう確保していくかと。そこをベースに考えなければならぬのではないかと

と思っております。以上です。

松本委員長 中身がもう後半の方の議題に入っていますし、後半で議論した方が発言しやすいというところもあるようでありますので、円卓会議のあり方についての議題の方に移らせていただきたいと思います。

前回、一度議論していただきまして、本日の議論を踏まえることによって、ある程度論点が絞られていくだろうと思います。本研究会といたしましては、これまでの議論、及び、また次回の議論を踏まえまして、中間報告を取りまとめたいと思います。

今後の進め方ですが、資料 6 でお配りしております通り、前回までの議論につきまして事務局で整理をしていただいております。本日はこれを中間報告取りまとめに向けたひとつのたたき台としてご議論いただきまして、その上で私の方で中間報告原案を作成し、次回これをもとに、更にご議論をいただきたいというように思います。このようなやり方でよろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。それでは、配布資料 6 についての説明を事務局よりお願いします。

3. 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）の在り方について

佐藤課長補佐 内閣府の方から、簡単に資料 6 の方についてご説明いたします。これは、前回事務局の方で用意させていただきました主要論点をベースに、前回までにいただいた意見を反映させたものでございます。多様な意見があった点については、両論併記という形で併記させていただいております。基本的には、主要論点に書かれていたものを文書化したものでございますので、大枠は割愛させていただきますが、まず 3 ページを開いていただきますと、マルチステークホルダー・プロセスについてというところで、審議会との違い、特にどのように委員を選んていくのか、それから、政府だけではない、広範な主体の取組について議論を行うといった審議会との違いを併記しています。

それから 5 ページを見ていただきますと、5 ページの下の方に、今、阿部委員からもご指

摘のございました規制から規律へという言葉について前回多様な意見がございましたので、このことも併記という形でさせていただきます。

それから6ページ、ビジョンの問題でございますが、前回、非常に多様なご意見がございましたので、ビジョンに関する考え方、円卓会議で扱うのか、それとも政府の方で議論すべきなのか、いろいろな多様な意見を併記させていただきます。

7ページ、具体的な検討項目でございますが、7ページの最初の丸で、具体的な社会的課題については、社会の現状を鑑みて、重大性、緊急性があり、マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り、順次取り議論していく方式というように書かせていただいております。その具体的な項目として、安全・安心、あるいはわが国の持続可能性、地球及び人類の持続可能性といった課題の中から順次とりあげていくという形で書かせていただいております。8ページは、前回もご議論いただきました3原則について書かせていただいております。

それから、前回大きな議論があったものとして11ページでございますが、参加者をどのように選んでいくのかということを書かせていただいております。大きく分けて主催者側で特定の参加者を選別していくのか、それともボトムアップによる参加者の選出過程を形成するのかなどということを書かせていただいております。以上、簡単でございますが資料6の概要でございます。こちらをもとにいろいろとご意見をいただければと思います。

松本委員長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明を踏まえまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由にどうぞ。

城山委員 細かいこと、バックグラウンドにふれつつ、基本的に大きな論点にかかわる点を、3つほどちょっと意見を申し上げたいのですが、一つは一番大事なのは、この円卓会議の目的をどう書くかっていうのが重要だと思うのです。今のところであると5ページ6ページあたりに書かれているということだろうと思います。そこで、若干、1の目的と目指すべき社会像とか、いろんな要素が混在しているのかなという印象があって、その大きな意味ではその5ページの1番最初の丸に書いてあるような、そのステークホルダーの責任に立脚した新しい社会経済システムをつくるということ、そのために円卓会議をやるのだという、(2)のあたりに書かれていることはまさに目的だと思うのですが、(1)の目指すべき社会像の中に、例えばその のようなことが入っていて、6ページの頭ですけれど

も、ここは具体的なテーマに近い話なのだと思うのです。これは社会像という言葉とビジョンという言葉と個々のテーマをどう使い分けるかということと絡むのですが、ここで言っているのは大きな社会像という話と、ここでやる「円卓会議の目的」というところで書かれているところ、ここをシンプルに書いていただければいいのかなと思います。その後、ではそれをどうブレイクダウンしていくのかということころはまさにその(3)に論じられていることなり、あるいは2つめの点で論じられていくことに繋がっていく話なので、そこで大きなビジョンなのかどうなのか、という所で若干の論点がありますと。さらに、本当に今後具体的論点を選んでいくにはどうしたらいいですかというのは2つ目の点のことなので。そこの目的と、その具体的テーマの中身の話というところがまだ少し混在しているので整理をした方がいいか、という気が一ついたします。

それからそれに関連して、言葉尻をとらえる的な言い方なのですが、ここは整理しといた方がいいので申し上げますと、結局マルチステークホルダー・プロセスなりこの円卓会議が何を目的にするかという時に、例えば3ページのこれは海外のマルチステークホルダー・プロセスの目的を紹介するところなのですが、とりあえずこの4行目ぐらいだと、「相互に平等に説明責任を有する3つ以上の主体が、意思決定、合意形成もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスを行う」。これは結構強いですね。意思決定、合意形成あるいはそれに準ずる意思疎通。例えば前回の資料で、手元にはないのですが、対話だとか認識の共有だとかあった上で合意形成というぐらいまでの話なので、意思決定というのはかなり強いと思うので、そこのイメージは刷り合わせる必要があるのかなという気がします。ちなみに、この文章の中でも場所によってそこの言葉使いというのは結構違ったところがありまして、例えば、先程申し上げた6ページの円卓会議の目的ですと、(2)の3行目のところは「ステークホルダーによる社会的合意形成」、「合意形成」というところだけ使っている。「社会的」というのが何を意味するのかが微妙なところですが、このような言い方です。今度実は一番ある意味でははっきり書かれているのは、これは前回議論があったところですが、13ページの円卓会議の成果物のところに書いてあるのがある意味では一番明確で、黒丸の一つ目ですけど、要するに各アクターが基本的にはコミットを行う場である。したがって、政府の行動について意見を言うというのでは必ずしもない。もちろん、政府は一つのアクターとして、こうすべきだということは言われるかもしれませんが。このような言い方です。だから、共同の意思決定というよりはむしろ、それぞれのアクターがやるべきことに関して合意をすとか、そこに関して意思疎通をする。だから、

合意形成とか意思決定とかいう時にも、何に関する意思決定かというところが、ある種やっぱり特徴があって、もちろん共同でやるべきことを論じるわけですけども、それぞれのアクターが何をやるべきか、ということに関してお互いに、ある種、意思疎通をして、合意をするというのが結構この 13 ページの大きなメッセージだと思う。その部分で一体何を目的にするのかというのが、一見抽象的ですけど、大事なので整理していただけたらいいというのが一点です。

それから二番目は、これも参加者の議論で実質論はこれからもご議論いろいろあると思うのですが、やっぱり言葉がかなりそろってないかなという印象がありまして、例えば、参加者の話、一番明確に書かれていますのがたしか 10 ページのところ、「円卓会議の参加者は」というところで、そもそも例えばステークホルダーという言葉と参加者という言葉と団体という言葉の関係とかですね。そもそもそこが少し整理する必要があると思うのですが。ここは、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、NPO 代表、専門家、行政という、これでいいのかです。例えば、先程ご紹介いただいた、国民生活審議会の資料 4 というのがありましたが、その 18 ページの一番下に注の 27 というのがあるのですけれども、これはかなり限定したステークホルダーですけども、「例えば、消費者、投資家、労働組合、従業員、地域住民、NPO、取引先企業」と書いてあるそれぞれの企業に対して、これがステークホルダーだと。つまり例えば企業だけとっても、今の表現だと事業者団体というのに焦点当てているのですけれども、例えば場面によっては、企業の中にも取引先企業があったり、例えば先程ご紹介いただいた環境省の例で言えば、金融とか特定のセクターの場合もあり得るので、けっこう多様でありうるのです。あるいは労働組合と従業員というのもこれは、国民生活審議会は併記しているわけで、これも必ずしもイコールではない、いろんなタイプの従業員が今いるわけです。そうすると、これをどう書き分けるかということなのですが、例えば全体のここでいう総会とか運営委員会の場には、しかるべき組織化された人たちが入って責任持って運営していくことが大事なのですけれども、ここでいう部会という段階になってくると、 이슈に応じてそれに応じたしかるべきステークホルダーが選ばなければいけないのだと思うのですね。例えば、先程の投資の話で言えば、金融という特定のセクターの代表であって、事業者全般の代表ではない。それが多様であるということが少なくともわかるような、表現にさせていただく必要があるのかなと思います。

あと若干違和感があるのが、11 ページで、例えば「参加者は、個人としての立場ではなく、団体の代表として参加すべきだ」と書いてあるのですけれども、これも「団体」と言

ってしまっているのか。例えば、団体でも組織化されていない場合も世の中あり得て、先程、労働組合じゃない従業員だとか、取引先企業などは常に組織化されているとは限らないわけで、そうなってくると、ここで一般的に一応ステークホルダーという用語を使っているの、あえて突然団体という言葉を使う必要がどこまであるのか。先程申し上げた運営委員会だとか全体委員会では、団体として組織化されている人も必要だとは思いますが、否定するわけではないですが、団体になっていないステークホルダーというのがあって、それは個人ではなくてそのステークホルダーを、ある種、意見を代表する形で参加することが必要かなと思います。これも前回議論があったところですけども、代表というのは私もちょっと強いという印象を持っていて、特に団体だと、法人の代表というのは法的に一つに決まってしまうわけです。別にその人に出てきてください、というわけでは必ずしもなくて、その団体の意見を代表できる人なわけで、それは実質的に代表してくれるので、必ずしも法人の代表、法的な意味での代表である必要はない。これも代表というものを少し、意見を代表するものとか、それぐらいの方がいいのではないのか、という気がいたします。

それから3点目はそれに関連して、先程阿部委員でもご議論いただいた点で、5ページ目の規律と規制のところは、「なお」という書き方があって、若干異論があった的な書き方なので。整理として言えば、多様なステークホルダーがそれぞれやるべきことをやる社会にすべきだと。その時に行政というステークホルダーもいるわけで、行政はある意味では仕事として、やろうと思えば規制は作れます。「行政が規制をすべきだ。」ということも、この中で出てくる可能性はあるわけです。だけれども、全てをそれにゆだねるとい社会のあり方ではなくて、それぞれのアクターがやるべきことをやって、行政が規制としてやるべきことがあったら、それは当然やるべきだと。ということであれば、ようするに規制から規律へというのは全部規制がなくなるという話ではなくて、規制に一元的に依存するのではなくて、規律をベースにする。ただし行政が規制としてやるべきことは当然やるのだという形で整理していただければ必ずしも全体のトーンとは矛盾しないのかなと。ただしもちろん、何が規制でやるべきか、とか、先程も議論があって、何が生存権の範囲かというところは当然議論はあると思うのですが、少なくとも一般論と書く意味ではあまり、なお書きする必要もない、むしろストーリーの中に書き込める話なのかな、という気がします。以上です。

水口委員 ありがとうございます。今の最後の点は私も大変賛成です。おっしゃるとおりだと思います。私のほうから運営の仕方について二点、それから今議論になっている目指すべき社会像について一点コメントがございませう。まず運営の仕方のほうの一点目なのですけれども、私はどうしてもこれを実務的にどうやって進めるのだろうかということを考えるものですから、7ページが一番下にこう書いてあります、「運営委員会で検討課題の候補について審議した上で、総会が正式に決定」と。これは具体的な検討項目を決めるということです。そして、具体的な検討項目を実際に議論するのが、10ページのところを見ていただきますと、「部会」ということになるのだと思います。この部会のメンバーをどう選ぶかということに関しましては11ページの、一番上ですけれども「ボトムアップによる選出」ということでうまく機能するのではないか、と思います。ところが、それではその具体的な検討課題を選ぶ際の、運営委員会あるいは総会というのは、実は部会ができるよりも前に事前に決まっているのかなと、このように思うわけですね。そこで、ではその部会ではない、総会や運営委員会のメンバーというのをボトムアップの選出プロセスでうまく選べるだろうか、ということが大きな課題ではないでしょうか。つまり、この円卓会議がうまく機能するか否かは、やはり私は、世の中の人が「あ、なんだ円卓会議というのをどこかでやっているらしいぞ」「ふーん、そうか」と思われたらおしまいにして、「これは非常に重要なことだ」「国民が参加できる機会なのだ」というふうに社会が認識することが大事だと思いますし、そのためにはここで言われるボトムアッププロセスが機能することが重要だと思うのです。ところが、部会というのは個別具体的な特定の課題を議論するところですから、ボトムアッププロセスが機能しやすいのに対して、運営委員会ないし総会は、非常にその大枠的なことをするものですから、ボトムアッププロセスが機能しにくいのではないかと思います。したがって、私の個人的な意見としては、まず円卓会議の中心は部会に置くべきではないか、と思います。そう考えますと、運営委員会と総会を二つバラバラに設置している必要があるのかどうか、運営委員会というのは、具体的な課題として今度はこのような課題を検討しましょうと、ということを決める位の大枠の組織であればいいのではないかと。ということで、部会を中心にすればボトムアッププロセスが機能しやすいと思いますが、運営委員会ないし総会のボトムアッププロセスはやや難しいのではないかな、という懸念を持っているということと、したがって部会を中心に制度を設計した方がより有効なのではないかと、いうように思います。これが一点目です。

それから二点目、運営に関しての小さなことかもしれませんが、このまとめの中

に期間のことが書いていないのですが、おそらく一年で終わるつもりはないのだろうと
思っておりまして、おそらく部会については数年かけて結論をだすのでしょうか。その際必ず
成果物を出さなければいけないとするのかどうか、そういったところも検討課題であると思
います。一方運営委員会については、私の希望としてはいわば永続的なもの、世の中から
課題がなくなるとは思いませんので、課題ができるごとに、次々に新しい部会を設置して、
マルチステークホルダー・プロセスを機能させていく。そのようなイメージでもいいのか
なと思っておりますが、いずれにしても、期間に関する説明が何もないのがちょっと気にな
ります。以上が運営に関する議論。

そのようなことをふまえて、5ページの目指すべき社会像の方についてコメントなので
すが、行政も一つのステークホルダーですから、行政の役割として規制をするということが
あってもいいのだろうと思います。そう考えますと、この(1)の「目指すべき社会像」の
この書き方はやや誤解があるのではないかと。つまり、「官主導の硬直的な規制社会から脱却
し、ステークホルダーへの説明責任に立脚した経済社会システムを構築することを通じて」
となっていますけれども、あたかも規制はもうしないかのように書いてありますが、そう
ではなく、適切な規制ないし適切な制度設計とステークホルダーの自主的な取組との協働
で「安全安心で持続可能な未来」を目指すということだと思えます。「規制」という言葉が
えてして、いわゆる排水規制とか、排出規制のような個別具体的な数値規制をイメージし
やすいのでこのような書き方なのだと思いますけれども、例えば、情報開示を制度化する、
例えば PRTR とか、温対法というような制度もありますが、ああいうものも規制の一部であ
るとするならば、その種の規制はこれからも必要だろうと思えますし、制度として有効な
のではないかと考えております。

もう一点。この前段はそのようなことなのですが、後段の「安全で安心な持続可
能な未来を実現することを目指すべきだ」というのが現在書かれている社会像なのですけ
れども、これをさらに詳しく議論すべきかどうか。谷本先生がおっしゃる通りで、これは
非常に抽象的ですので、本来は詳しい議論が必要なのだろうと思うのです。先程申しまし
たが、これをどこで議論するのかという時に、例えば運営委員会とか総会といった仕組で
ビジョンのあり方について議論をしましょうと言い出しますと、誰を選ぶのかといったこ
とが非常に大きな問題になるものですから、これ以上踏み込んだ議論を少なくとも総会と
かでするのは、やや難しいのではないかなと私は懸念いたします。これはお叱り受けても
しょうがないと思うのですが、私が思うには、当面は「安全で安心な持続可能な未

来を実現する」というビジョンでいいのではないかと。ご承知の通り、「持続可能」という言葉には様々な含意がございまして、その中にすでに、世代間の公平であるとか、環境容量の範囲内での活動であるとか、いくつかのその含意がございまして、それをもって一つのビジョンと考えることも、一つも選択肢ではないかと、思う次第です。以上です。

谷本委員 城山委員からも細かな言葉の確認があったのですが、私も最初の段階で確認しておきたいと思って、もっとも、このこれまでの議論の布石というのはあくまで前回皆さんが言われたこととか、いろんな報告書で書かれた言葉がそのまま書かれているので、ここで統一していないことは言っても仕方がないかなという気がしております。それは例えば注釈でもいいんですけども、このようなことを言っている人もいるっていうのもいいのですが、ここでの、この円卓会議でイメージしているマルチステークホルダーでの何をしようとしているのか、だからもうそれはいくつか意見でできてくると思うんですよね。意思疎通をしていこうとか。あるいはこのような問題について、それぞれがみんなコミットしながらやっていかなければいけないなというある程度の合意を作っていこうというとか、そのような場であるみたいなことで、あまりもう一般論的に最初にぼんと定義するのではなくて、ここでの定義をしたら私はいいいのではないかなという気がしております。

それから、ステークホルダーの代表がやっぱり出てくるのだと思うのです。で、その前に明確にかなり歴史のある団体とか、何らかの法人格を持っているのもあれば、そうでないものもあるでしょうし、とにかく意見を合う人が出るっていうのではなく、マルチステークホルダーでやるのだから、ステークホルダーとして、われわれはどのようなものを、定義するのかということを書いたらいいと思うのです。例えば国生審で出てきたものとか、いろんな報告書で出てきているもので、それぞれのコンテキストの中で書かれた言葉がそれぞれ今並んでいるだけです。だから「事業者団体」というところがあれば「企業」と書かれたところもあると思うのです。当然「個別企業」というところもあれば「経営者団体」とか「経済団体」ということもあるでしょうし、あるいは先程意見があったように必ずしも明確な組織として出ていない部分もあるかもしれないとか、そのような意見を代表して出るので、確認ですけれども、代表と言っても、理事長が出て来いでは必ずしもないですね。そこのステークホルダーの意見を代表して言える人でいいと思うのです。部会から、その総会の、なにか総会をあまり固いイメージで全然考えていないのです。前回、

図であったように、部会のところでいろんな人が入って、そこでの誰か代表が上に参画するということです。別にここに部会の中で一番大きな組織の人が必ずしも上に上がってくるというイメージではないと思います。

それから最後に水口さんが言われたところも先程私も言いましたように、これを詳しくやるという必要はないのですが、例えば持続可能性ということについても、ある程度、何が持続可能なのかということを確認するような意味で、今はもうある程度わかっている、と言われたけども、そのことについても最低限なにか確認しないと、一行書いたとして、それだけではどうかなと。ただし、それを延々と議論するのではないと。ということと、それから先程ちょっと言いましたけれど、社会的課題については、一つだけ与えて、これだけで議論しましょうということはやらない方がいいだろうということをもう一度確認したいと思います。

海野委員 私は内容とビジョンのあたりの話をしたいと思うのですが、前回ちょっと欠席で、ビジョンの話とかいろいろ出たということなのですが、何を話すかということで、今日の6ページでこの「安全・安心で持続可能な未来の実現」の三つの項目が出ているのですが、これが、私たちこのような問題に関わっているこの人たちは、特に三点目の「地球及び人類の持続可能性の確保」といったら途上国の人権とかいうのはずっとわかるのですが、そのようなものは多分出てこないと思うのですね、このまま普通の議論を始めても。それは今日の各府省庁の取組の例を見ても人権課題のところを見て、途上国の人権に関してどうのという、そのような視点ではまったく出てきてないのですね。今まで日本に欠けていて、それは仕方ないというか、それはそれで事実ですから、それをそのいきなり出して、最初にビジョンとして出てくるというのは難しいと思うのですね。そこで私は具体的な進め方として、この円卓会議でこのような課題をCSRに限らずこの円卓会議で形として出す上で、例えば私はこの前「イノベーション25」のレポートを見て、これは長期戦略指針として閣議決定されていると。その中でこのマルチステークホルダーの会議も位置づけられたということですが、そもそもこの「イノベーション25」のレポート自体が、まさにこの日本と世界のこれからの20年の課題というものをしっかり据えて地球の持続可能性を脅かす課題の増大というのも三つ目の非常に柱にあげていて、具体的に何かということを書かれていて、それで社会システムの改革をするということと技術革新をするという二つの柱があるということですね。で、このマルチ

テークホルダーのプロセスはまさにこの社会システムをどう考えるか。イノベーションというと日本企業はすぐに科学技術とか、産業開発。そうじゃないということを非常に強調されて、まさにこの考えているところをきちんと表しているのではないかと思ったのです。ですから、これは私、他にもイノベーション 25 に類するような、ちょうどこのテーマに合うような、将来を、20 年を据えたビジョンの話ですから、出ていけば、これをベースにして、これはいろいろ大学の先生方とかが集まって話されたものを、では、マルチステークホルダーの議論でかけるというような形にしておけば、ある種の共有するものができる。ゼロから作ろうとすると絶対にいろんなものがごちゃごちゃになってくると思うのです。これは内閣府で出されたと思いますし、イノベーション推進室もできたということで、そこから始めてはどうかという、そこでは私たちの間でも、持続可能性と言っても委員の間でもイメージに違いがあったりするものがたたき台的に、これを実践する一つと。それからまた、マルチステークホルダー会議新しいのを作るというのではなくて、イノベーションの流れもあるというような。ただこれに縛られてもいけないというのもありますけれども。そのようなちょっと具体的な提案をしたいなと思っております。これは中身も一緒に考えていただけたらなと思います。

上妻委員 いろんな議論が出てきていますが、最終的に、中間報告をまとめるということがこの研究会の重要な使命の一つだと思うのです。実際問題として、円卓会議がスタートしても、どうなるかはやってみないとわからないだろうと思います。だから、最初からいろいろなものを盛り沢山に盛り込んで、きっちとしてしまうというのも一つの考え方だとは思いますが、それに縛られてあんまりうまくいかないことがあるかもしれない。となると、最初に細かく決めてしまわないで、大まかな方針を示すだけに留めた方が、むしろ実務的には有益なのかなという気がします。いろんな委員の方がおっしゃった文章についての問題のは修文すれば済むことなので、適宜修文していただければいいと思うのですが、基本的な問題としてマルチステークホルダー・プロセスで決められること、もしくはそれでしか扱えないことってあるだろうと思うのです。それでなければ、例えば、議会だとか審議会で決めればいいことですから、わざわざマルチステークホルダー・プロセスの仕組みを作る必要はありません。だから、それに馴染むもの、もしくは他の意思決定システムより、こちらの方がより良い成果が得られるものというのが当然選ばれてくるはず。それには重たい話題もあれば簡単に解決ができるようなものもありますので、そ

れらをどのような場で話すのがいいのかによって、それを扱うべき組織も決まってくるのだと思います。原案の組織公正はかなり合理的に作られています。主体になるのは総会ですが、実務的な議論は部会に落ちるだろうと思います。その部会をうまくコントロールするという意味では運営委員会もものすごく重要で、運営委員会をどう構成するのかというのが、ひょっとすると一番のポイントになるのかなという気がいたします。

藤井委員 これ前回も言ったのですが、8 ページの三大原則についてです。この) の補完性の原則の表記です。私が拘るのは、EU の補完性原則の本来の趣旨と逆転しているかのように読まれる懸念があります。この文章で言えば 5 行目「したがって」以降、それまでは補完の基本的な、多様な取組を尊重する、ということを書いて、まさにそれが趣旨なのですけれども、「したがって円卓会議ではより小さな単位の取組によっては解決できないか」となっていますが、そうではなくて、補完性の原則では基本的に小さな単位の取組を尊重するわけです。大きな枠組みをまず作るけれども、多様な取組を尊重するという流れでないということです。まず小さな単位の取組について解決できないものを、国レベルに持ち上げて議論するということではないはずなのです。ご存知だと思いますけれども、「補完性の原則」というのはファシズムがヨーロッパに起きたときに、国家主義によって、すべての者が上で決められてしまうということをよろしくないということで、時のローマ法王が出した考えが期限です。むしろ、すべてを上委ねるのではなく、地域、下の方で決めることを尊重するということです。もちろん例外もある。各地域などの取組みが勝手にやればいいんだということではなく、大きな枠組みの中で自主的な取組、それぞれの伝統的な取組等を尊重するということです。EU と日本とはもちろん社会環境が違ふのですけれども、まさにこの文章の中でずっと書いている、個別な関係の多様性を阻害しないようにやるわけです。そのような趣旨にこれは是非変えていかないと、このままの表記ですと補完性の原則ではないということなのです。「多様性を尊重する」と書いておられながら、なぜこの「小さな単位の取組によって解決できない」ということを最初に置くのかですね。もちろん現実には、このようなこともありますよ。しかし逆もあって、大きな対応の取組では解決できないものもあるわけですし、小さな単位の取組について上が決めることもあるし、自発的な個々の取組みたいなこともあるということですね。いずれにしても、この文章について誤解を招かないように改めていただきたい。それから参加者のところなのですけれども、結局、今までのご議論その通りなのですが、これはマルチであるという意

味をもっとクリアにした方がいいですね。つまり個々別々にやっているものはそれぞれでやればいいわけです。それを超えてマルチでやるという意味を強調する必要があります。従って、単に各団体の人が、シングルのプロセスの中で言っていることをここに出てきて繰り返しても意味がないわけです。単純に足し算の世界になっちゃいますから。それぞれ参加者を、これに出てこられる方々は自分たちの団体、ステークホルダーとしての立場はあるけれども、それをマルチとしてその場でどう解決していくかということで、自分たちの枠を超えて問題解決に向かって議論するのだというスタンスを明確化しておかないと、問題解決につながらない。もしそうでないならば、既存のそれぞれのプロセスで出たものを紙でフォーラムの事務局に送ってもらえばいいだけのことです。マルチの枠組みでの問題解決の仕組みづくりができるかどうか、このプロセスに意味があるかどうかを決めると思います。それができなければ、それぞれ既存のものに任せておけばいいわけですよ。テーマがまさにマルチに絡むものなのに、自分たちだけの利害を主張するだけだと、物事は解決しない。だからこそ、このようなフォーラムを作り出そうということなのでしょう。今までのものを越えて、例えば、消費者団体も企業のこととも考えとか、投資家は国のことを考えとか、環境のことを考えとか、そのようなことも、どの位の幅の中で許容できるのかということ擦り合わせるプロセスでなければ、審議会と似たようなものが一個できるだけになると思います。ですから、参加者規定の中に、この会合は従来とは違うのだということ明確化したほうがいい。あなた方は従来の立場からどこまで踏み出せるのかと問う。どこまで従来とは違うその荷を負えるのかということ、最初に「踏み絵」を踏ませてもいい。ここは従来とは違うということをはっきりさせる。一種の資格というか。結局は個人の資質が問われるわけですよ。だから単にどこかの団体の長で来て、事務局に書かせたものを繰り返して述べるという人には、「あなたはもう帰ってくれ」と誰かが言う。僕がその場にいたらそう言うと思いますが、実際にもそれくらいの感じにしないと、作る意味がないでしょう。

阿部委員 いままでのご意見に大方賛成です。今回、前回の論点を整理していただいて、大分わかりやすくなっていると思いますが、何点か。

一つは非常に素朴な質問といいますが、5ページ目のところの目指すべき社会像で、経済社会システムと経済という言葉が入っているのですが、これはやはり経済社会システムなのでしょうか、あるいは社会システムなのでしょうか、それとも持続可能な社会システム

なのででしょうか。経済という言葉が出ているということは、私だけかもしれませんが、それはかなり、経済を強調しているのではないかと思います。つまり、これをやることによって経済の好循環なりがいく、そのようなことが狙いにあって、あるいは、経済があらゆるものの根源なのだから、経済を強調しているのだとか、いろんな見方があるかと思いますが、とにかく経済というのをここに入れるのかということですね。これは素朴な質問です。これはだから、持続可能な新たな経済社会システムではなくて持続可能な新たな社会システムではダメなのかと思ったりもいたします。

あと、円卓会議の代表制の問題なども、今までのご意見に賛成なのですが、この成果物の使い方、これは一番最後 6 で「円卓会議の成果物」とありますが、この成果物だけでなく、円卓会議のプロセスそのものが非常に意味があります。ですから、これはまあ当然公開の原則でやられるのですが、それだけではなく、積極的な公開といいますか、だから、ここで議論されることというのは、すべての国民が、国民といってもいろんな人たちがいますが、そのような人たちがまさに、自分たちの、代表と言いますか、代表という言い方はちょっと語弊がありますが、そういった人たちがここで話をしてるのだ、議論してるのだという、自分も当事者なんだということです。つまりそれを、この円卓会議の内容、プロセスというのを常に広く周知するといいますか、同時に周知していく。これが非常に大事ではないか。つまりそのことが、この円卓会議を作る非常に大きな意味があるのだらうと思います。つまりこの円卓会議を設置することによって、円卓会議に出る代表者だけが、問題意識を共有したりとか、あるいは課題を確認したりとか、それだけではほとんど意味がないのです。つまりなるべく多くの人たちが問題意識を共有するのだということに意味があるのです。要するに円卓会議は学びの一つの場なのです。ここにでてくる人たちが、そのマルチステークホルダーが学ぶと同時に、広く一般の人たちがこれについて学ぶわけです。そのための仕組みをどう作っていくかということをやったりこれに書き加えないと、いけないのではないかと思います。どう書き加えるかというのは非常に難しいは難しいのですが、今までないやり方なのですが。それをどうやるか。つまりそのためにはいろんなメディアを使ってくるということもあるでしょう。例えば、当然このようなことをやっている時に、これは広く一般、大人だけではなくて子供たちにも影響するわけです。だからここでやることがどんどん影響していく。例えば私は今回の円卓会議は全国レベルのものであり、これをベースにしながら地方で、自分たちの地域の持続可能性について、様々なステークホルダーが集まって議論する場は必要なのだらう。だから円卓会議を、そういっ

たことも発生してくるようなことを目指すべきだろうと私は思っています。

また、そのことを考えていくと、前回も言いましたけどもその、92年のサミットで国連に設置されたCSDは毎年春に総会をしています。そのテーマは持続可能性に関する、国際的な課題、環境、労働、人権などあらゆるものが議論されています。でも、これはほとんど日本にはフィードバックされていないのです。私も今年のCSDに出ましたけれども、いろいろな議論がされているのです。CSDでこのように日本と世界の持続性を考える課題が、国連で議論されているにも関わらず、国内のマスコミはまったく扱ってないわけです。そこには日本政府代表が行っている。わずかな数ではありますが。これはちょっと問題だと思っておりますけれども。また92年のサミットで作られた以降、JCSDが作られたという話をしました。JCSDが作られて、そして議論もされている。省庁も代表が出ています。でもこれはほとんど知られてない。だからその課題を、なぜそうなのか。代表制の問題もあります。いろいろな問題がある。運営委員会の問題もありますよね。そういったことを学んで、円卓会議に活かしていくことが必要なだろうと、だから、次回のこの会合にはぜひ、今までの経験から学んだ、どうやったら具体的により良い形で、円卓会議ができるかといった点なども指し示していただくと非常にありがたく思います。以上です。

山本委員 私今回初めて出席をさせていただきましたので、まだ議論のコンテキストがわかってないところがありますので、ピントはずれなことを申し上げるかもしれませんがご容赦ください。先程からうかがってまして、二つほど感じたことを申し上げます。

一つは、5ページから6ページにかけての、「円卓会議の目的」の部分なのですが、考え方としては、課題からその解決を導くための手段を考えていくのがわかりやすいだろう。つまり課題としてはリスクであるとか、あるいは持続可能な社会の構築であるとか、そのような課題が存在して、それを解決するためには従来のように、官と言いますか、行政機関が規制をするだけではだめである。しかしだからといって、個々の市場におけるアクター等がバラバラに取組を行っているだけでもやはり不十分ということがあると思います。それらをいわば補完するためにこのフォーラムを作るのだと。官でも足りない部分、あるいは個々のアクターが取組んでいても足りない部分について、情報の共有と交換と創造をして合意を目指すといった場を新たに作る必要があるだろう。それがこのフォーラムなのだ、というように位置づけられると思います。ですから、「規制から規律へ」という言葉に乗っかってこのフォーラムを位置づけるのはややわかりにくいという気がいたしまして、

ここで規制とは国の、要するに官の規制、それから規律とは個々の事業者等の自己規律と捉えたとすれば、それではやはり足りない部分があるのでこのフォーラムを設けるのだ、という形に持っていったほうがわかりやすいのではないかという気がいたしました。

それとの関連で言いますと、先程補完性の原則の問題が少し出てきたのですが、補完性の原則は、人によっていろいろな意味で使いますし、もともと先程お話がありましたように、カトリックの教義にも関係があるということがあって、使う場合には注意して使わなければいけないという気がいたします。と申しますのも、例えば国と地方の関係のように、大きな単位と小さな単位が明確にわかる場合にはこの原則は使いやすいのですが、このフォーラムにおいて、個々の事業者が小さい単位で、このフォーラムが大きな単位なのか。国の方が大きな単位で、このフォーラムはそれより小さい単位なのか。これはおそらく大小の問題では説明ができないと思うのです。ですから、確かに一般的に個々の事業者等の意思を尊重するというのは、まったくその通りなのですが、どのように表現するかは気がつけたほうがよろしいのではないかと思います。これが大きな一つ目。

二つ目ですけれど、10 ページから 11 ページにかけての「円卓会議の機構、運営、参加者」のあたりで、さきほどから伺っていて、単にその団体の多数の意思をまとめてきてフォーラムでしゃべるだけではフォーラムをやる意味はないのではないかと。まったくその通りだと聞いていて思いました。具体的に組織を組む場合に、全体のテーマの選定とか、あるいはこの会議の進め方について議論する総会、運営委員会と、具体的にある程度専門的な議論を含めて行う部会とでは若干性格が異なってくるだろうと。総会や運営委員会の方は、代表という言葉が適当なのかわかりませんが、ある程度ステークホルダーの個々の人が見て、あの人が入っていればこの円卓会議は正統化されるな、と思うような人が入ることが重要だろうと思います。部会の方は、こちらはそうではなくて、むしろそれぞれのテーマに関して専門的な知見を持っていて、もちろん例えば消費者、あるいは事業者側の目から議論はするのですが、しかしその人なりの専門的な知見を持っていて、それに基づいて発言ができる人を選ぶことが重要ではないかと思います。ですから、おそらく円卓会議の機関によって選出の方針が少しずつ変わってくると思います。以上です。

松本委員長 議論を聞いておまして、ISO の 26000 でも同じなのですが、SR と言いなから実は CSR を念頭においたような議論というのが ISO でもかなりあって、それはおそらく CSR の方が議論が非常に具体的でしやすい、すなわち事業主体である企業を軸において

そのステークホルダーはこれとこれとこれでしょうということ議論がしやすいというところがあります。それがSRとなると、それぞれがいわば中心になってそれにとってのステークホルダーは誰ですかという議論になってくる。おそらく企業を中心に考えるから規制から規律へと、まさに企業を法が規制していたのをやめましょうという議論になるわけで、そこは明らかにCSRを念頭においた議論だからだと思うのですね。だけどマルチステークホルダー・フォーラムというのが企業を軸にしてのマルチステークホルダーのフォーラムというだけではなくて、それぞれが主体となる、そして、それぞれにとってのステークホルダーという感じのものだということになると、規制から規律へというのはごく一部しか捉えていないので、適切ではない、という気もするのですが。他方、CSRをまったく抜きにして、すべてのステークホルダーすべての組織すべての利害関係者は同等であって、という議論も非現実的な議論だろうと思いますので、SRとして書く場合にどのように書くかというのがなかなか難しいところがあると思うので起案を担当される事務局の方としてはいろいろ工夫をしていただきたいと思います。

その上で、最初になにか決定をするというのはきついのではないかとことを城山委員がおっしゃいました。マルチステークホルダー・フォーラムがそのようなそれぞれが主体として何かをやっている団体、あるいはそれを代表できるような人が入っていくのだとして、決定とは何かと考えると、結果として皆の意見が一致すればそれは結果としての決定なのでしょうが、なにか決定を目指すために多数決をやるというのはこの趣旨に合わないことだろうと思うので、それぞれがまず議論をして、その上で「われわれはこのようなことをやります」「では、こちらはこのようなことをやります」というように、それぞれがやれることを出して、それでコンセンサスができれば、それは一つの結果としての決定になるかなと。一方的に誰誰にこれをやらせることに賛成反対とかいうタイプのものではないと思いますので、発言にコミットできる立場の人と言いましょか、別に特定の団体の代表でなくてもよいと思うのですが、そのステークホルダーの意見をきちんと反映できて、もっともだと思われる意見が述べられて、この人がコミットしたことについて多くの同じステークホルダーの人が同感できるような立場の人が出ていれば、よいのではないかなと思います。それぞれの主体の行動を伴うような課題の場合、例えばCO2削減のためになにかやりましょというものが前回もでていましたが、その場合は、おそらくそれぞれの主体が何をやるかという話で、コンセンサスが取れるかどうかでしよか、他方でSRの推進のための方策をどのように考えましょかというような先程の環境報告書についてもう少

し義務付けを広くしましょう、多くの組織にも当てはめましょうとか、あるいは記載内容をもう少し広げましょうという話になると、それぞれの主体が何をやりますかという話しではありませんから、多数決もありうるかと思います。

他に、あと若干時間がございますが、何か言い残したこととかはございませんでしょうか。

谷本委員 「経済社会システム」という言葉ですけれども、市場環境といったことを整備しようということもあるので、社会システムだけでない方が良いと思うのです。経済、社会、政治と理解するのか、経済、環境、社会、これ単純に言葉の違いだけではなくて考え方の前提が全然違って、ただ言葉が並んでいるだけではないと思うのですけれども。経済社会システムでも良いし、社会経済システムという言葉も一応使われておりまして、社会経済学システム学会というのがけっこう古い歴史を持ってあって、そのようなものもあるとシステムの理解していきたいと。別にどのような言葉がというのではないのですけれども、「経済」を落とせというようなことはちょっと違うかなと思ったということです。その中に政治とか全部包含しているということです。

4. 閉会

松本委員長 ありがとうございます。本日ご発言できなかった点については、現在、論点整理に関連して、事務局より皆様に意見のご照会をお願いしておりますので、明日までに事務局まで、ご意見の提出をお願いしたいと存じます。また、次回研究会までに事務局の方でステークホルダーの方の意見を聞く機会を設けていただければと思っています。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。これにて第2回研究会は閉会します。事務局より、次回研究会についてのご連絡をお願いいたします。

事務局 第3回の研究会は、再来週10月30日火曜日に、時間は午後1時から開催いたします。場所につきましては、本日と同じく、ここ丸ノ内クラブで開催いたします。開催につきましては、本日ご欠席の方もいらっしゃいますので、改めてご案内させていただきます。なお、本日の研究会につきましては、運営要領の規定に従い、内閣府ホームページ等において、議事要旨及び議事録を公表させていただきます。

松本委員長 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

以 上